

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 5月15日
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目 2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区南十三条西十一丁目 2番32号
【電話番号】	011(530)1000(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1)

1【提出理由】

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ベルグループ（以下、「ベルグループ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該株式交換の相手会社に関する事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ベルグループ
本店の所在地	岩手県盛岡市羽場10地割100番地3
代表者の氏名	代表取締役 遠藤 須美夫
資本金の額	370百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	3,618百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	3,621百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	子会社等の経営全般に関する管理業務

(注) ベルグループは、本株式交換の効力発生日までに、岩手県を中心に食品スーパーマーケット事業を展開する完全子会社である株式会社ベルプラス（以下、「ベルプラス」といいます。）を存続会社、ベルグループを消滅会社とする吸収合併を行う予定です。

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

株式会社ベルグループ（単体）

（単位：百万円）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	80	460	10
営業利益	74	454	4
経常利益	74	454	16
当期純利益	70	449	14

株式会社ベルプラス（単体）

（単位：百万円）

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高	41,132	39,580	40,622
営業利益	754	1,185	914
経常利益	806	1,289	964
当期純利益	260	646	540

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成26年3月31日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合
協同組合ベルセンター	35.5%
遠藤 須美夫	12.4%
株式会社ベルプラス	12.2%
株式会社花北開発	9.4%
株式会社青山	8.5%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	<p>当社の連結子会社である株式会社ジョイス（以下、「ジョイス」といいます。）は、ベルグループの筆頭株主である協同組合ベルセンターに対して25.6%を出資しております。</p> <p>当社の連結子会社である株式会社ユニバース（以下、「ユニバース」といいます。）及びジョイスは、ベルプラスが30.0%を出資する株式会社東北シジシー（以下、「東北シジシー」といいます。）に対してそれぞれ8.0%及び2.0%を出資しております。</p> <p>当社の連結子会社である株式会社ラルズは、ベルプラスが18.8%を出資する株式会社ビッグハウスに対して4.2%を出資しております。</p>
人的関係	<p>ジョイスの代表取締役及び執行役員の名がそれぞれベルグループの筆頭株主である協同組合ベルセンターの理事及び監事を兼務しております。</p>
取引関係	<p>当社とベルグループの間には、記載すべき取引関係はありません。ジョイスは出資先である協同組合ベルセンターより教育助成金を受けております。</p>

2. 当該株式交換の目的

食品スーパーマーケット業界におきましては、人口動態やライフスタイルの変化に加え、物価の上昇傾向や本年4月に実施された消費増税など、業界を取り巻く環境が大きく変化しております。このような事業環境のもとで、ますます厳しさを増すと予想される同業社や異業種との競争の中、「顧客第一主義」を徹底しお客様より多大なご支持をいただくためには、競合他社以上に「価値ある商品・サービスを低価格で提供する」ことが重要であり、地域に根差した企業であり続けると同時に、グループの営業基盤を拡大し、経営資源を最大限有効に活用していくことが重要と考えております。

当社グループは、平成14年11月の発足以来、地域のライフライン企業として価値ある商品・サービスを低価格で提供し豊かな暮らしに貢献すべく、北海道内において食品スーパーマーケットを中心に事業を展開してまいりました。また、グループ運営の基本方針として「八ヶ岳連峰経営」を掲げ、地域を代表する様々な企業の集合体として子会社各社に適切な範囲で権限を委譲しつつ、共通の理念の下グループの一体的運営を図りながら、グループ全体の事業価値の向上に取り組んでまいりました。

平成23年10月21日には、北東北エリアを代表する食品スーパーマーケットであるユニバースとの経営統合、平成24年9月1日には、岩手県を中心に食品スーパーマーケットを展開するジョイスとの経営統合を行い、東日本を視野に入れた流通企業グループの形成を進めてまいりました。

一方、ベルグループは、昭和45年11月10日に設立された協同組合ベルマート商品センター（現・協同組合ベルセンター）をその母体とし、現在は、岩手県を中心に食品スーパーマーケット事業を展開するベルプラスの純粋持株会社であります。ベルグループの事業子会社であるベルプラスは、岩手県及び宮城県において、ディスカунティング・タイプのビッグハウス業態を中心に25店舗を展開し、アークスグループも加盟している株式会社シジシージャパンの東北地区本部である株式会社東北シジシーの加盟中核企業の一つであります。

本株式交換は、北海道及び北東北を中心に食品スーパーマーケット事業を展開する当社グループと、岩手県及び宮城県で食品スーパーマーケット事業を展開するベルグループが、対等の精神に基づき、両社グループの経営資源と経営手法を融合し、一層の競争力強化を図るとともに、当社グループの東北エリアにおける営業体制を強化することを目的としております。また、本株式交換により、当社の連結子会社であるユニバース及びジョイスと併せ、当社グループの東北エリアにおける売上規模は2,000億円が視野に入り、運営体制が強化されるのと同時に、本株式交換は、当社グループの東日本における展開エリア拡大に向けての基盤固めの意味も有しております。

なお、本株式交換の一環として、経営効率の向上を図ることを目的に、ベルグループとベルプラスは本株式交換までにベルプラスを存続会社、ベルグループを消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しております。さらに、本株式交換後において北東北以南の東北地域におけるドミナント形成を効率的かつ積極的に推進することを目的に、当社グループ内において、ベルプラス及びジョイスを合併の上、経営の一体化を図ることを予定しております。

3. 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(1) 株式交換の方法

平成26年5月14日に締結した株式交換契約に基づき、平成26年9月1日を本株式交換の効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、ベルグループを株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、本株式交換について、当社は会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会における承認を受けない予定です。また、ベルグループについては平成26年5月30日開催予定の定時株主総会において承認決議を求める予定です。

(2) 株式交換に係る割当ての内容

会社名	株式会社アークス (株式交換完全親会社)	株式会社ベルグループ (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当ての内容	1	37.0
株式交換により交付する株式数	普通株式：2,870,830株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

ベルグループの普通株式1株に対して当社の普通株式37.0株を割当て交付いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換により当社がベルグループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」といいます。）におけるベルグループの株主の皆様に対し、ベルグループの株式に代わり、その有するベルグループの普通株式の数の合計に37.0を乗じて得た数の当社の普通株式を交付する予定です。また、当社は、本株式交換により交付する株式に、当社が保有する自己株式の一部を充当する予定ですが、現時点では充当する自己株式数は未定であります。残数については、新たに普通株式を発行することにより対応する予定であります。

ベルグループは本株式交換の効力発生日までに、100%子会社であるベルプラスを存続会社、ベルグループを消滅会社とする吸収合併を行うことを予定しております。平成26年5月14日時点でのベルプラスおよびベルグループの発行済株式数はそれぞれ20,000株と88,400株であります。当該合併に際し、ベルプラスは1株を4.42株に分割する株式分割を行ったうえで、ベルグループとの合併は合併比率1:1にて実施することを予定しております。ベルプラスはベルグループの普通株式10,810株を保有しており、その保有分は当該合併後において自己株式となることが見込まれていることから、上記記載の割当株式数（予定）は、ベルグループの発行済株式数である88,400株から自己株式となることが見込まれる10,810株を控除した77,590株にて計算しております。

なお、ベルグループは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時までには保有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってベルグループが取得する自己株式を含みます。）を消却する予定です。

また、本株式交換により交付する株式数は、ベルグループによる自己株式の取得・消却等の理由により変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるベルグループの株主の皆様におかれましては、株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする当社の配当金を受領することになりますが、東京証券取引所及び札幌証券取引所においてその保有する単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することになる株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の定めに基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対してその保有する単元未満株式とあわせて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求できる制度です。

(注4) 一株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、当社の普通株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるベルグループの株主の皆様に対しましては、会社法第234条に従い、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(3) その他株式交換契約の内容

当社がベルグループとの間で、平成26年5月14日に締結した株式交換契約の内容は下記の通りであります。

株式交換契約書

株式会社アークス（以下「アークス」という。）及び株式会社ベルグループ（以下「ベルグループ」という。）は、平成26年5月14日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換の目的）

本株式交換（第2条で定義される。）は、北海道及び北東北を中心に食品スーパーマーケット事業を展開するアークスと、岩手県及び宮城県で食品スーパーマーケット事業を展開するベルグループが、対等の精神に基づき、両社グループの経営資源と経営手法を融合し、一層の競争力強化を図るとともに、アークスグループの東北エリアにおける営業体制の強化、更には東日本における展開エリア拡大に向けての基盤固めを目的とする。

第2条（本株式交換）

本契約の規定に従い、ベルグループは、アークスを株式交換完全親会社、ベルグループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うものとし、アークスは、本株式交換により、ベルグループの発行済株式の全部を取得するものとする。

第3条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

アークス及びベルグループの商号及び住所は、それぞれ以下の各号に定めるとおりである。

(1) アークス（株式交換完全親会社）

商号：株式会社アークス
住所：札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

(2) ベルグループ（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ベルグループ
住所：岩手県盛岡市羽場10地割100番地3

第4条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. アークスは、本株式交換に際して、本株式交換によりアークスがベルグループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるベルグループの株主名簿に記載又は記録されたベルグループの株主（以下「対象株主」という。）に対し、ベルグループの株式に代わり、その所有するベルグループの株式の数の合計に37を乗じて得た数のアークスの株式を交付するものとする。
2. アークスは、本株式交換に際して、対象株主に対し、その所有するベルグループの株式1株につき、アークスの株式37株の割合をもって割り当てるものとする。

第5条（アークスの資本金及び準備金）

本株式交換により増加すべきアークスの資本金及び準備金の額は、以下の各号に定めるとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 会社計算規則第39条第1項に定める株主資本等変動額
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条（本効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成26年9月1日とする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要となる場合には、アークス及びベルグループは、協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（株主総会の承認）

1. アークスは、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約について同法第795条第1項に定める株主総会による承認を受けずして、本株式交換を行うものとする。但し、同法第796条第4項の規定に従い、本契約についてアークスの株主総会による承認を受けることが必要となった場合には、アークスは、本効力発生日の前日までに株主総会（以下「アークス株主総会」という。）を開催するものとし、かつ、アークス株主総会において、本契約について承認を求めるものとする。
2. ベルグループは、平成26年5月30日開催予定のベルグループの定時株主総会（以下「ベルグループ定時株主総会」という。）において、本契約について会社法第783条第1項に定める承認を求めるものとする。但し、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要となる場合には、アークス及びベルグループは、協議し合意の上、ベルグループ定時株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（会社財産の管理等）

アークス及びベルグループは、本締結日以降本効力発生日の前日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行及び財産の管理を行うものとし、本契約において別途定める場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（剰余金の配当）

1. アークスは、平成26年2月28日の最終のアークスの株主名簿に記載又は記録されたアークスの株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり20円を限度として、剰余金の配当を行うことができ、また、同年8月31日の最終のアークスの株主名簿に記載又は記録されたアークスの株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり20円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. ベルグループは、平成26年3月31日の最終のベルグループの株主名簿に記載又は記録されたベルグループの株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり500円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. アークス及びベルグループは、前各項に定める場合を除き、本締結日以降本効力発生日の前日までの日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないものとする。

第10条（自己株式の取得）

ベルグループは、法令等に従い、本締結日以降本効力発生日の前日までの間において、協同組合ベルセンターが所有するベルグループの株式の全部を、自己株式として取得するものとする。その場合の1株あたり取得単価は、第4条第2項に定める割合に、別途定める基準日におけるアークスの1株あたり終値、または別途定める基準期間におけるアークスの1株あたり終値単純平均のいずれかを乗じたものとする。

第11条（自己株式の消却）

ベルグループは、法令等に従い、基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってベルグループが取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却するものとする。

第12条（ベルグループの合併）

1. ベルグループは、株式会社ベルプラス（以下「ベルプラス」という。）との間で、ベルプラスを吸収合併存続会社、ベルグループを吸収合併消滅会社とし、かつ、本効力発生日の前日までのいずれかの日を効力発生日とする吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行うものとする。
2. 本吸収合併の効力発生後においては、本契約に定める「ベルグループ」は「ベルプラス」に読み替えられるものとし、かつ、第4条第1項に定める株式交換比率、及び、同条第2項に定める割当株式数は、本吸収合併における合併比率に比例して調整されるものとする。

第13条（本契約の変更及び解除）

本締結日以降本効力発生日の前日までの間において、アークス又はベルグループの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は判明した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、アークス及びベルグループは、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第14条（本契約の効力）

本契約は、第7条第2項の規定に従いベルグループ定時株主総会において本契約の承認を受けることができなかった場合、同条第1項但書の規定に従いアークス株主総会において本契約の承認を受けることができなかった場合、本効力発生日の前日までに本吸収合併の効力が発生していない場合、法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られないことが客観的に明らかとなった場合、又は前条の規定に従い本契約が解除された場合には、その効力を失うものとする。

第15条（管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所及び札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（誠実協議）

アークス及びベルグループは、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合には、誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

以上を証するため、アークス及びベルグループは、本契約の正本2通を作成し、それぞれ各1通を保有する。

平成26年5月14日

札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
株式会社アークス
代表取締役社長 横山 清

岩手県盛岡市羽場10地割100番地3
株式会社ベルグループ
代表取締役社長 遠藤 須美夫

4. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

(1) 算定の根拠

本株式交換の株式交換比率につきましては、その公正性・妥当性を確保するため、当社とベルグループはそれぞれ個別に両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下、「デロイト トーマツ」といいます。）を、ベルグループは辻・本郷ビジネスコンサルティング株式会社（以下、「辻・本郷」といいます。）を、本株式交換の株式交換比率に関する第三者算定機関として選定いたしました。

デロイト トーマツは、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法(平成26年5月13日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日までの直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の各取引日における終値単純平均値)を採用し、ベルグループについては、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を採用して算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映する目的から、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）による算定を行いました。なお、DCF法による算定において、デロイト トーマツが前提とした両社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

デロイト トーマツが各評価手法に基づき算出した株式交換比率（ベルグループの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当株数）は以下の通りです。

採用手法		株式交換比率の 算定レンジ
アークス	ベルグループ	
市場株価法	類似会社比較法	30.3 ~ 49.0
DCF法	DCF法	21.5 ~ 32.8

デロイト トーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を使用し、使用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、デロイト トーマツは、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。デロイト トーマツによる株式交換比率の算定は、両社の財務予測について、両社により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

辻・本郷は、当社については、金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（平成26年5月13日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における基準日終値、基準日から遡る1カ月間、3カ月間、6カ月間の各期間の終値平均値）を採用して算定を行いました。また、ベルグループについては、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の算定が可能であることから類似会社比較法を採用して算定を行いました。加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。なお、辻・本郷がDCF法の前提とした両社の財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。

辻・本郷が各評価手法に基づき算出した株式交換比率（ベルグループの普通株式1株に対して交付する当社の普通株式の割当株数）は以下の通りです。

採用手法		株式交換比率の 算定レンジ
アークス	ベルグループ	
市場株価法	類似会社比較法	52.30 ~ 69.48
D C F 法	D C F 法	36.79 ~ 49.36

辻・本郷は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、かつ、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で辻・本郷に対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、辻・本郷は、両社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、両社の経営陣により現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としております。

（2）算定の経緯

当社とベルグループは、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、慎重に検討し、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ平成26年5月14日に開催された取締役会において、本株式交換における株式交換比率は双方の株主の皆様にとっても妥当なものであると判断し、本株式交換契約書を締結いたしました。

なお、本株式交換の効力発生日の前日までの間において当社またはベルグループの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本経営統合の実行に重大な支障となる事態が発生し又は判明した場合その他本経営統合の目的の達成が困難となった場合には、当社及びベルグループは、協議し合意の上、この株式交換比率を変更することがあります。

（3）算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるデロイト トーマツ及びベルグループの第三者算定機関である辻・本郷は、いずれも当社及びベルグループから独立した算定機関であり、当社及びベルグループの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

5. 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社アークス
本店の所在地	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
代表者の氏名	代表取締役会長 三浦 紘一 代表取締役副会長 福原 朋治 代表取締役社長 横山 清
資本金の額	20,000百万円
純資産の額	(連結)現時点では確定しておりません。 (単体)現時点では確定しておりません。
総資産の額	(連結)現時点では確定しておりません。 (単体)現時点では確定しておりません。
事業の内容	スーパーマーケット事業等を行う国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理する純粋持株会社

以上